

---

# 令和5年5月31日 部長会議

---

**開催日時** 令和5年5月31日(水) 午前8時45分から午前11時10分まで

**開催場所** 庁議室

**出席者** 市長、山本副市長、辻川副市長、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(経営・DX戦略担当)、危機管理監、総務部長兼法令遵守監、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、健康福祉部理事(健幸都市づくり・地域共生社会推進担当)、子ども未来部長、都市計画部長、技監、建設部長、建設部理事(プール整備・草津川跡地整備担当)、建設部理事(住宅担当)、上下水道部長、教育部長、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長

**欠席者** なし

**議事概要** 下記のとおり

## 1. 市長訓示

- ・来週末の6月9日から6月定例会市議会が開会される。補正予算など合計9議案を予定しているが、議案資料の内容確認や、想定される質問など、事前の準備を十分に行い、本会議、各委員会での適切な対応をお願いしたい。
- ・一昨日、近畿地方を含む九州北部から東海までの5地方で梅雨入りが発表された。平年と比べると、1週間程度早く、近畿地方の梅雨入りが5月となるのは、2013年以来10年ぶりとなる。これからは集中豪雨や台風の影響により土砂災害や川の氾濫等に対する災害対策が欠かせない。市においても、去る5月19日に県や消防等、関係機関による市内の一級河川のパトロールを実施したところであり、また、来る6月4日には青地の防災広場にて、水防訓練の開催も予定している。避難対策については、危機管理課の方から新たな体制づくりとして、避難所開設にあたっては職員1名体制から2名体制に変更するよう調整しているところである。
- ・また、大雨で通水に支障となる箇所への対応や、水防・警戒体制の備え、近江八幡市であったアンダーパスの浸水への対応など、災害対策を万全に行っていただくようお願いしたい。
- ・4月1日から改正道路交通法が施行され、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となった。ヘルメットを着用していない場合は、事故時の死亡リスクが2.6倍に上がるといわれていることから、各職員には何よりも自らの身を守るために、また、市民に対する模範的な行動を示すことも必要であるため、努力義務ではあるものの、公務や通勤においては必ずヘルメットを着用するよう周知をしているが、部内での指導の徹底を今一度お願いしたい。

## 2. 審議事項

### (1) 令和5年度国・県要望および県市長会要望の要望事項の選定について

【総合政策部長から資料に基づき説明】

- ・今年度の国・県要望については、前年度と比較して、1件増え、56件の要望を行う。
- ・新規要望は5件、継続要望は51件、廃止要望は3件、統合要望は1件であり、また、重点要望は32件、一般要望は24件である。
- ・修正がある場合は、6月6日の執務時間中までをお願いしたい。
- ・国・県要望のスケジュールとしては、本日の部長会議にて要望事項の選定について審議いただき、修正

内容を取りまとめの上、6月29日の部長会議にて要望書の最終案を配布させていただいたので、その後、県の担当部局への事前説明を行っていただき、事前説明の結果報告と補足資料について、7月7日までに企画調整課へ提出をお願いしたい。

- ・7月中旬以降に市議会議員等に要望書の配布を行い、県への要望日程は、日程調整の結果、8月9日、8月17日となっている。
- ・滋賀県市長会要望については、新規要望はなく、継続要望が15件となっている。昨年度は17件であったが、今回は、要望の廃止および統合により、昨年度から2件減少となっている。
- ・次に、自民党政調会要望について、7月31日の午後からの開催を予定しているため、承知おきいただきたい。要望事項に選定された案件の所管部長については、当日の出席をお願いしたい。また、事前リハーサルを兼ねた理事者への事前説明を7月5日の13時30分から実施するため、こちらについても出席をお願いしたい。
- ・自民党政調会要望の要望事項については、14件を候補として調整を行っているが、最終的な要望事項の選定は、自民党政調会草津支部が行われるため、要望事項は変更となる可能性があるため、よろしくをお願いしたい。
- ・近畿市長会の要望について、昨年度の1月16日の部長会議にて「春要望」を選定いただき、「教育支援体制整備事業費補助金(切れ目のない支援体制整備充実事業)について」を要望したところであり、「秋要望」については、「春要望」の継続となるため、時点修正を行った上で、県市長会事務局に提出する。
- ・来年度「春要望」の選定については、12月頃から作業に入りたいと考えているので、承知おきいただきたい。

#### 【主な質疑・意見】

- ・要望の種類について、「重点要望」と「一般要望」があるが、「重点要望」とする基準がないため、各部局で、「重点要望」としている要望の内容にばらつきがある。全体を確認したうえで、「重点要望」と「一般要望」とのすみ分け、バランスをとるような整理は行わないのか。  
⇒継続して要望しているもので、要望が叶っていないものについては、要望が叶っていないにもかかわらず「重点要望」から「一般要望」へ変更するというような整理は難しいのではないかと考えている。
- ・新規要望で「重点要望」となっているものもあるので、新規要望において「重点要望」と「一般要望」の基準を見直す方がよいのではないかと。  
⇒修正期間を設けているので、各部局において「重点要望」と「一般要望」の変更を含め、再度確認いただきたい。

#### 【結論】

審議了とする。

#### (2)総合計画策定推進委員会の設置について

【資料：審2－論点整理資料、審2－1】

#### 【総合政策部長から資料に基づき説明】

- ・【審2－論点整理資料】第6次草津市総合計画基本構想および第1期基本計画の策定に際し、「草津市総合計画策定委員会」を設置し、計画案の検討および協議を行っていたところであるが、令和2年度末をもって廃止し、令和3年度から新たに計画の推進を目的として「草津市総合計画推進委員会」を設置し、進捗管理を行ってきたところである。

- ・今般、第2期基本計画の策定に際しては、進捗管理を行っている「草津市総合計画推進委員会」と計画の策定を行う委員会が同じ委員会を取り扱うことがよいのではないかと考え、「草津市総合計画推進委員会」を「草津市総合計画策定推進委員会」と名称を改めたい。
- ・要綱第1条中に「策定に向けた計画案の検討および協議」という項目を追加し、第2条中に、「総合計画の計画案の検討および協議に関すること。」を追加している。
- ・審議了となれば、この後の委員会から「草津市総合計画策定推進委員会」として開催したい。

#### 【主な質疑・意見】

なし

#### 【結論】

審議了とする。

### (3)草津市景観計画の改定について(策定方針)

#### 【都市計画部長から資料に基づき説明】

- ・草津市景観計画の改定については、平成24年度の策定から10年が経過する中で、市街化区域への編入等のバランスが崩れているところがあり、令和3年3月に景観法協議会に基づき、大津市と共同策定した「びわこ東海道景観基本計画」の内容や、今年度実施する市民アンケート内容を反映させ、次期景観計画を2カ年で改定するものである。
- ・策定にあたっての視点としては、市街化区域への編入等のバランスが取れていないことについて、土地の利用や景観特性に応じたゾーニングの見直しや、「びわこ東海道景観基本計画」に合わせた琵琶湖の対岸景観形成、歴史街道の連続した景観形成、屋外広告物による景観形成を見直していきたい。
- ・策定に向けた体制としては、草津市景観審議会の中で、専門部会を設け、専門部会で議論いただいたものを草津市景観審議会において議論いただく。
- ・市民参加の手法としては、市民アンケートを実施させていただくとともに、パブリックコメントを行う予定である。

#### 【主な質疑・意見】

- ・大津市の計画に関連するスケジュールについて教えてほしい。  
⇒大津市は昨年度から3か年にかけて策定予定であるが、本市は2年で策定し、足並みを合わせる予定である。
- ・平成24年度の策定から10年間の取組について計画に反映されると思うが、実行性の確保、進捗管理はどのように行う予定であるか。  
⇒計画自体の見直しについては、景観法上の定めはないが、関連事業等を検討しながら、進捗管理についても検討していきたい。
- ・進捗管理は特に考えていないという理解でよいか。  
⇒草津市景観計画に基づき、景観に関わる届け出を求めることになることから、市として統一感を持った景観を形成していくことにつながるものと考えている。
- ・草津市景観計画は、届け出のための計画か。  
⇒景観は一定の方向性を示したうえで進めていくもので、そのベースとなるのが景観に関わる届け出であることから、市民や事業者の方に計画に基づきご理解をいただくものである。また、その他にも、計画に

に基づき着実に様々な事業を進めることで、良好な景観形成に関する取組を進めていくものである。

- ・計画を策定して終わりではなく、適切な進捗管理は必要であると考えるので、対応はお願いしたい。
- ・「草津市景観計画改定専門部会」を新たに設置」とあるが、条例上の整理はできているか。

⇒草津市景観審議会の中に専門部会を設置するもので、附属機関ではなく、条例に基づく委員会として整理している。

#### 【結論】

審議了とする。

#### (4)草津市市街化調整区域における地区計画制度運用基準の改正について

【資料:当日配布】

【都市計画部長から資料に基づき説明】

【非公表事案のため記録なし】

#### (5)ロクハ公園プール基本計画の策定について(策定方針)

【建設部長から資料に基づき説明】

- ・ロクハ公園プールは、昭和63年のオープンから30年以上が経過し、老朽化による修繕が年々増加しており、老朽化状況を把握するため、令和4年度に施設の劣化度調査を実施し、施設の利用継続については、更新等の対応が必要であることが判明した。このことから、令和5年度については、劣化度調査の結果や運営状況を踏まえ、学識経験者や関係団体等で構成する委員会での専門的・多角的な議論を経て、今後のロクハ公園プールの利用継続に向けた施設整備等の方向性を定める基本計画を策定する。
- ・計画策定期間は令和6年3月を予定している。
- ・計画策定にあたっては、令和4年度に実施した劣化度調査や現在の運営状況を踏まえるとともに、市民アンケートや利用者アンケートによる意見や課題を踏まえた利用継続に向けた更新等の検討や、(仮称)草津市立プールとの整合性の検討を行っていく。
- ・策定に向けた体制として、学識経験者2名、関係団体の代表者等4名、公募委員2名で構成するロクハ公園プール検討委員会を設置し、専門的・多角的な議論を経て、市長の諮問に応じて計画(案)を策定する。開催予定回数は年4回程度を想定している。
  - ・計画の構成および内容については、1つ目が「前提条件の整理」であり、上位関連計画との整合やロクハ公園プールの現状確認である。2つ目が「ニーズ調査」であり、市民アンケートおよび利用者アンケート調査である。3つ目が「基本計画の検討」であり、条件の整理やニーズ調査を踏まえた基本計画の検討である。4つ目が、「整備・運営手法の検討」であり、整備手法や維持管理・運営手法の検討である。
- ・市民参加の手法については、ロクハ公園プール検討委員会での公募委員選任およびパブリックコメントの実施により、市民の意見の反映に努める。
- ・スケジュールについては、本日の部長会議後、6月27日の産業建設常任委員会において策定方針を説明する。その後、検討委員会において、4回の議論を経て、答申までまとめていきたいと考えている。
- ・第3回の検討委員会の後、中間協議とパブリックコメントの実施に向けた庁議付議を行うとともに、12月15日の産業建設常任委員会において説明を行い、1月にパブリックコメントを実施、2月から3月にかけて、庁議付議、議会報告を行っていく予定である。

### 【主な質疑・意見】

- ・策定にあたっての視点として、「(仮称)草津市立プールとの整合性の検討」とに記載があるが、どちらかと言えば、役割分担の整理を行うという趣旨であると思うので、競技用プールと公園機能としてのプールと、それぞれ利用目的を明確化するという趣旨がわかるように示す方が良いのではないかと。
- ・廃止はしないという方向について、議会からは廃止も含めて検討するようにという議論があったという認識であったが、廃止をしないという結論はどこで示されたものか。  
⇒昨年度、利用者アンケートを行い、貴重なレジャー資源であることを再確認したところであり、執行部としては利用継続として進めていきたいと考えていることから、6月に予定している議会説明において、利用継続することについて方針を示すものである。また、検討委員会ではそのような趣旨で取りまとめていきたいと考えている。
- ・屋内プールと屋外プールのどちらも利用継続を行っていくということによいか。  
⇒両方とも利用継続をするものであるが、プールとして残すのか、それ以外の方法で活用していくのか検討していきたい。
- ・(仮称)草津市立プールは競技者から見ても高性能のものではあるが、広く市民の方が健康増進のために利用できるものとして想定しているため、(仮称)草津市立プールが競技用として限定したものではないことを踏まえて、ロクハ公園プール基本計画を策定いただきたい。

### 【結論】

審議了とする。

### (6) (仮称)新志津運動公園整備基本計画の策定について(策定方針)

#### 【教育部長から資料に基づき説明】

- ・昭和54年に供用開始した志津運動公園は、隣接するクリーンセンターの建て替えに伴い、平成27年11月に廃止となった。当該施設の廃止にあたり、地元馬場町から代替施設の要望があり、令和4年5月には候補予定地の提示をいただいたことから、施設整備の検討を進めることとなった。
- ・施設整備の検討に当たっては、廃止された志津運動公園の代替施設として整備することを基本としながら、市内のスポーツ環境への影響や変化について、検証することも必要である。
- ・草津市スポーツ推進審議会において審議をいただきながら、「(仮称)新志津運動公園整備基本計画」を策定する。
- ・計画策定期間は令和6年3月を予定している。
- ・基本計画の策定に当たっては、市政運営の最上位計画である第6次草津市総合計画第1期基本計画、草津市健幸都市づくり基本方針や第2期草津市スポーツ推進計画等の各分野別計画との整合性を図る。
- ・草津市スポーツ推進審議会を開催し、庁内各部局と連携しながら計画を策定する。
- ・計画の構成・内容としては、関連計画との整合、予定地の概要・敷地条件・関係法令の整理、競技団体等にアンケート調査を実施する予定である。また、導入機能、規模等の設定や整備手法や管理運営手法についても整理する。
- ・市民参加の手法としては、パブリックコメントを実施する予定である。
- ・整備予定地は、航空写真で示した山林の場所である。面積は約33,000㎡であり、また、山林が大半を占め、滋賀県が策定する地域森林計画の対象となる民有林であるため、40%は残地森林として保全する必要があるので、整備面積は約20,000㎡である。

・6月に文教厚生常任委員会で諮り、草津市スポーツ推進審議会を臨時で4回実施する予定である。1月の中旬から下旬にかけてパブリックコメントを実施し、3月に計画策定を行う予定である。

#### 【主な質疑・意見】

・(仮称)新志津運動公園整備は、クリーンセンターの条件事業として示されていたものであると思うが、今回の整備事業は、条件事業としてするものか、それ以外の趣旨のものであるのか。

⇒条件事業として環境経済部にとりまとめたものであり、今回、地元に同意をいただいたため、整備するものである。事業の実施にあたっては環境経済部と連携しながら進めていく。

・残地森林は保安林になると思うがいかがか。

⇒保安林ではない。その後の取り扱いについては不明な部分もあるが、今のところは40%の残地森林を残す方向で進めていく。

#### 【結論】

審議了とする。

### (7)草津市歴史資料館整備基本構想の策定について(策定方針)

#### 【教育部長から資料に基づき説明】

・歴史資産を展示・公開する施設の整備については、史跡草津宿本陣や史跡芦浦観音寺跡、史跡野路小野山製鉄遺跡の各文化財の近辺で整備することを基本としてきた。

・史跡草津宿本陣については、草津宿街道交流館が歴史資料館としての役割を担っているが、今回、史跡芦浦観音寺跡の整備着手を行ったことから、その近辺に並行して歴史資料館を整備するための基本構想を策定したいと考えている。

・歴史資料館整備基本構想の策定については、本市の特徴的な文化財である、3史跡の近辺において、歴史資産を保存・公開する施設を整備することが有効であるとこれまで方針整備してきたところであり、3史跡のうち、史跡草津宿本陣については、草津宿街道交流館が既にその機能を果たしており、史跡野路小野山製鉄遺跡については、今後、野路公園の整備に合わせた検討を進めることとしている。

・史跡芦浦観音寺跡については、今般、史跡整備に着手し、その整備と並行して、史跡芦浦観音寺跡近辺における歴史資料館の整備基本構想を今年度策定するものである。

・策定に向けた体制について、既存の草津市文化財保護審議会への諮問、答申を踏まえて進めていく。

・令和6年7月の構想確定、公表を予定している。

#### 【主な質疑・意見】

・本日付議されている案件の内、計画策定に係る案件において、策定方針資料の中で「市民参加の手法について」の記載が異なっている。今後、議会にも諮っていくと思うが、その書きぶりについて、まちづくり協働部と調整し、統一してほしい。

#### 【結論】

審議了とする。

### 3. 協議事項

---

#### (1) 市制施行70周年記念事業にかかる主要事業案について

##### 【総合政策部長から資料に基づき説明】

- ・各部長宛に市政施行70周年記念事業に関する主要事業案の検討について依頼させていただいた。各部から提案をいただいたものをとりまとめたので、報告させていただく。
- ・主要事業数は25事業であり、議会事務局については、9月の市議会議員一般選挙以降でない事業の検討ができないと承っている。
- ・特別事業(案)の考え方については、各部局からいただいた主要事業(案)のうち、「健幸創造都市」の実現に特に資する事業は、市制施行70周年記念事業の柱となる「特別事業」として位置付け、それ以外の事業については、市制施行70周年を広くPRできる事業を「特別事業」に整理し、市制施行70周年記念事業における特別事業(案)としてまとめている。
- ・「健幸フェア」について、既存事業の拡大であり、現在、「みんなの健幸フェア」として展開されているもので、草津川跡地公園(区間⑤)において、市民等へ健幸づくりの重要性を発信し、健幸づくりに取り組む契機となるようなイベントを開催するものである。
- ・「びわこ・くさつ健幸フェスタ」について、既存事業の拡大であり、立命館大学 BKC キャンパスにおいて、市民等へ健幸づくりの重要性を発信し、健幸づくりに取り組む契機となるイベントを開催したいと考えている。
- ・『健幸都市くさつ』啓発動画作成・放映について、既存事業の拡大であり、「健幸都市くさつ」に係る啓発・情報発信用の動画を制作し、イオンシネマ草津にて放映するもので、映画の合間にスクリーン広告(シネアド)を放映するものである。
- ・「(仮称)くさつ健幸フェスタ」について、これは新規事業であり、中心市街地の拠点間連携により YMIT アリーナや(仮称)草津市立プール、de 愛ひろばの連携により、健幸フェスタ(ウィーク)の開催を行うものであり、それぞれの拠点を結ぶ周遊バスの運行をしたいと考えている。
- ・「市制施行70周年記念式典」について、既存事業の拡大であり、市政功労者表彰式典と併せて、市制施行70周年記念式典を開催したいと考えている。
- ・「草津市制施行70周年記念誌作成業務」については、概要版を作り、全戸配布をするものである。
- ・立命館大学とのコラボ企画として「研究成果を学ぶ UDCBK BKC キャンパスツアー」について、新規事業であり、特定の日を定めて大学の研究成果の発見、体験学習、学生サークルとの交流ならびに開放可能な施設の利用を図り、新たな価値と楽しみながら知る機会を設けるものである。
- ・「市制施行70周年多文化交流フェスティバル」について、新規事業であり、外国人住民と日本人住民が共に参画する多文化交流フェスティバルをみなくさまつりに合わせて開催するものである。
- ・「市制施行70周年記念キラリエマツリ」について、既存事業の拡大であり、現在実施されているキラリエマツリでオープニングセレモニーを実施するもので、コミュニティ事業団設立40周年との相乗効果で70周年を祝うものである。
- ・「みなくさまつり」について、既存事業の拡大であり、市政施行70周年、立命館大学BKC開学30周年、JR南草津駅開業30周年と、それぞれの周年記念事業とコラボレーションした企画を行いたいと考えている。
- ・「宿場まつり」について、既存事業の拡大であり、市政施行70周年記念事業のオープニングとして、市の内外に広くPRを行う。
- ・「フェリエ南草津記念イベント」について、新規事業であり、フェリエ南草津において、記念コンサートおよび市政施行の70年を振り返るパネル展示を行う他、JRによる記念グッズ販売・啓発活動を内容とした

イベントを開催したいと考えている。

- ・「KUSATSU アクアフェスティバル」について、(仮称)草津市立プールに著名な水泳競技選手をお招きしてイベントを実施するものである。
- ・「市制施行70周年記念給食事業」について、中学1、2年生対象に、学校給食のメニューを公募し、審査委員会で審査いただき5点に絞り、選ばれた5点のメニューを市内小中学校の児童生徒に投票してもらい、グランプリを1点決定し、選ばれたメニューを実際に給食として提供するものである。
- ・市政70周年記念とESD元年がコラボした企画で、「ESDフェスタin草津～「スクールESDくさつプロジェクト」～」について、既存事業の拡大であり、令和4年度から取り組んでいる「スクールESDくさつプロジェクト」を令和6年度より全20小中学校で実施し、モデル校の取組発表と記念講演などのフェスタを開催するものである。
- ・今後のスケジュール案について、現在、6月下旬に草津市市制施行70周年記念事業推進懇話会を開催したいと考えており、事業案について意見を伺いながら、事業を決定していきたい。
- ・5月18日付けで重点政策マネジメント事業計画の提出に関し、6月16日ㄨで各部に事業費の算出、内容の精査をお願いしたところであり、該当課におかれては、計画書の提出をお願いしたい。
- ・提案いただいた事業のうち、例えば日程や会場が近いものを、共に開催する調整や、開催に向けた課題整理など、別途個別に相談させていただくので、その際は協力をお願いしたい。

## (2)草津市住生活基本計画の策定状況について(中間協議①)

【都市計画部理事(住宅政策担当)から資料に基づき説明】

- ・現行の草津市住宅マスタープランと草津市空き家等対策計画の改正に合わせて、新たに草津市マンション管理適正化推進計画を加えた住宅政策全般の計画として、昨年度から2か年で「草津市住生活基本計画」の策定中である。
- ・現行の「草津市住宅マスタープラン」については、令和5年度に計画の最終期を迎えること、同じく令和5年度に計画の最終期を迎える「空き家等対策計画」および新たに策定する「マンション管理適正化計画」と合わせ、「草津市住生活基本計画」に一体化し、昨年度から2か年での策定を進めている。これまでの経過として、令和4年6月に議会へ策定方針の説明を行い、10月および2月に住宅政策審議会の開催、その他、戸建空き家の実態調査や市民アンケートを実施した。
- ・住宅・住環境をとりまく状況として、第6次草津市総合計画の基本構想による草津市の特性や住宅・住環境にかかる市の全体方針として「健幸都市づくり」や「ゼロカーボンシティ」が関係している。
- ・住宅政策審議会において、委員からは「コミュニティや防災上の観点が重要である」、「周辺環境の重要性」、「高齢者世帯等に対する住まいの考え方や在宅介護への対応の検討」、「既存住宅やマンションへの行政のかかり方の検討」などの意見をいただいた。
- ・住宅・住環境に関する評価、住まい・暮らしの変化や傾向、今後の意向の把握と、何があれば住まいや暮らしの満足度が高いのか、高まるのかの把握を目的として市民アンケート調査を実施し、回収率は37.7%となった。
- ・市内全域の空き家の実態調査の結果、665戸の空き家を確認しており、このうち110戸は不動産会社が所有していることが現地で確認できている。前回調査から241戸の増加、管理物件を除くと、131戸の増加となった。空き家の分布について、古い開発団地や老上西や山田などの調整区域での増加が顕著となった。
- ・空き家所有者アンケートの結果、不動産管理物件以外の空き家所有者555名に対し、回収率56%となった。空き家になって3年以内など新しい空き家は、維持管理頻度も高く、賃貸・売却の意向も高くなって



いる。一方、賃貸・売却の意向があってもどこに相談していいかわからないなどの理由により、公的な相談窓口が求められている。

- ・分譲マンションアンケートの結果、91棟に対し回収率53%となった。基本的な管理組合運営は行われており、大きな問題は顕在化していないが、区分所有者が主体的に管理にかかわれるよう管理への関心を高めていくことが求められている。
- ・これらを整理し、課題ごとに3つの計画の視点としてまとめた。子育て、高齢者等、居住支援の課題は「暮らしの視点」として、住宅ストック、空き家、マンションの課題は「住まいの視点」として、防災、住生活、コミュニティの課題は「住環境の視点」として体系付けた。「暮らしの視点」は目標1として「誰もが幸せと安心を感じられる暮らしの確保」とし、課題ごとに基本方針を定めた。子育てでは、安心して子育てできる住環境の整備や家族のライフステージの変化に合わせた住まい選びなどの情報発信、高齢者等では、バリアフリー化など高齢者、障害者が安心して暮らせる住まいの確保や地域包括ケアシステムの推進、居住支援では、公営住宅の供給、長寿命化の促進や福祉施策と連携した居住相談体制の確保などが考えられる。
- ・「住まいの視点」は目標2として「健康で良質な住宅資産の形成」とし、課題ごとに基本方針を定めた。住宅ストックでは、カーボンニュートラル達成に向けた ZEH の普及啓発や住環境教育を、空き家では、現在も行っている「空き家相続セミナー」などの、空き家になる前からの予防啓発や「空き家サポート事業」など市民ニーズに即した先進的な取り組みや地域利用とのマッチングを、マンションでは管理水準の維持・向上に資する支援が考えられる。
- ・「住環境の視点」は目標3として「地域資源やまちの魅力を活かした住環境の構築」とし、防災では、住宅の耐震化や、地域における防災事業などへの支援、住生活では、移住や二拠点生活の実現に向けた情報発信や地区計画制度や景観を生かしたまちづくりの推進、コミュニティでは、まちとの関わりながら住むことを楽しむことができる交流機会や拠点の活用などが考えられる。
- ・基本理念としては「健やかな住まいで幸せに暮らせる魅力をつむぐまち草津」とした。これは、第6次草津市総合計画や草津市健幸都市づくり基本方針、草津市都市計画マスタープランの理念などから、住まいに係る分野との整合を図ったものである。
- ・今後の予定として、今回の議会説明後、11月に議会へ2回目の中間協議を行い、その後パブリックコメントを実施し、令和6年3月に計画策定を予定している。

#### 4. 重要報告事項

---

##### 【冒頭総合政策部長より】

- ・庁議運営方針にて、重要報告案件については、基本的に各部長への資料配布による報告とし、部長会議においては、総合政策部長により案件の項目のみの説明となっており、特に追加説明がある場合は、担当部長から補足説明をすることとなっている。
- ・質疑等についても、会議終了後、副部長等を通じ直接担当部と調整となっているので、この場でコンセンサスをとる必要がある内容、他の部長にも聞いてもらわないといけない内容である場合に、質疑を行う。現状、運営指針どおりの運用となっていなかった部分があるので、今一度、運営指針に沿った対応をお願いしたい。

## (1) 令和5年度人材育成評価制度の実施について

【資料:報1-1~3】

### 【総合政策部長から資料に基づき説明】

- ・昨年度の評価結果において部局間の評価基準のばらつきについて疑義が生じており、公平性や客観性の担保が求められている。また、昨年度実施した職員へのアンケートにおいても人材育成評価制度について、「人材評価や能力開発に役立っている」という質問に関し、67%の職員がネガティブな回答をしており、人材育成のツールとして更なる活用が求められている。このことから、評価制度の一部見直しを行う。
- ・【報1-1】被評価者と評価者間の認識を合わせることを目的に、評価基準の表現の見直しを行い、5段階の「3」を良好、「4」を優秀に変更した。期待どおりの成果を上げた場合に「3」、それ以上の成果を上げた場合に「4」や「5」の評価となる。期待どおりの成果や行動である場合は「3」であることを、今一度、認識をお願いしたい。
- ・行動評価については、「職階に応じた」とマニュアルに記載しているので、評価シートにおいても「職階に応じた行動」として表現を修正している。また、評価者が自己評価コメントも踏まえて、実際にその行動ができているか、どのような行動につながっているかを見るため、期中に自己評価を実施し、コメントを記入できるよう変更している。
- ・業績評価については、期待どおりの成果が上がっている場合を「100%」とし、職員がパーセンテージで目標に対する達成度を自己評価により定量化するように変更した。
- ・2次評価者の役割の強化について、「評価の調整機能」を強化するため、1次評価者が評価したことに対する指導を行うように変更した。これまでは、期末のみ実施していたが、期中の段階から2次評価者が1次評価者の行った評価を確認し、評価基準に不明な点がある場合は指導するように変更している。期末については、2次評価者は、a~c の3段階評価を行わず5段階の評価のみをしてもらうように変更しているので、併せてお願いしたい。
- ・マニュアルの改正に伴い、Q&Aの追加をした。今一度、マニュアルを読んでいただいて、マニュアルに沿った運用の徹底をお願いしたい。先ほど述べたとおり、期待通りの成果を上げた場合は「3」という認識をもっていただき、その成果をコメントとして示してもらうことで、評価されて「3」であることを評価者・被評価者も再認識いただくとともに、各副部長への助言もお願いしたい。実施にあたっては、6月中に評価者研修にて改正内容を周知したいと考えており、1次評価者、2次評価者については、特に留意すべきポイントについて資料を作成し、欠席された方にも分かるように配布し、必要に応じて個別に対応する。

## (2) 風水害時等における動員体制方針の策定について

【資料:報2-1】

### 【危機管理監から資料に基づき説明】

- ・【報2-1】昨年度まで避難所を開設する場合は、職員1名を配置していたが2名体制とする。梅雨時期や長雨が続くケース等、2日に渡るケースも想定され、また、すべての避難所を開設すると60名強の職員が必要となってくる実態もある。
- ・平日の場合、翌日の通常業務に影響が生じるので、従来だと避難対策部の避難所班で対応してもらっていたが、負担が大きいとのことだったので、今年度は避難対策部内の各所属長と議論したうえで、避難対策部内で2名体制を構築していきたいと考えている。今年度運用した中で支障がある場合に、次年度以降、他の部も含めて見直しを行う必要があるれば、検討していきたい。避難対策部内において、搜索班の職務を含めて2名体制で災害時の対応に当たりたいと考えている。

### (3) 答弁書の市議会議員への提供について

【資料:報3-1】

#### 【総務部長から資料に基づき説明】

- ・【報3-1】経過について、昨年度末から議員が自身のブログなどで答弁のやりとりを掲載するにあたり、AI 議事録では精度が低いため、代表質問や一般質問の答弁書の原稿が欲しいとの要望が複数あり、5月の議会運営委員会で議員の意見を取りまとめられ、議長より正式に依頼があった。
- ・方針としては、県や周辺市でも、配布がなされている状況の中で、【データの提供の流れ】に示すとおり、例えば、一般質問終了後に総務課から議会事務局に、答弁前の答弁書の原稿をデータ(PDF)で提供し、議会事務局は、議員からの依頼に基づき、答弁前の答弁書の原稿をデータで提供するという流れを考えている。
- ・答弁前の答弁原稿と当日の実際の答弁と内容が異なる場合があるので、注意事項として、答弁書中の表現や数字の変更、答弁の省略があるなど、データどおりに答弁していない場合があること、活用にあたっては、会議録等を確認することの注意事項を、裏面の赤字の「取扱注意」を付して提供していこうとするものである。なお、時期については6月議会から対応していきたいと考えている。

### (4) 令和5年6月定例市議会 提出予定議案について

【資料:当日配布】

#### 【総務部長から資料に基づき説明】

- ・開会日提案は、補正予算3件、条例5件、一般議案1件の計9件であり、閉会日には人事案件を予定している。
- ・議第39号は、今年度の税制改正に伴う草津市税条例の一部改正であり、改正内容としては大きく2点ある。1点目は個人市民税関係で、個人市民税均等割に新たに国税の森林環境税を賦課徴収する改正であり、令和6年1月1日施行である。2点目は、軽自動車税関係であり、現行の原動機付自転車から新たに電動キックボード等が区分として創設されたことに伴う改正である。
- ・議第40号は、草津市手数料条例および草津市印鑑の登録および証明に関する条例の一部改正であり、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、これまでコンビニ等で住民票の写しを取得する際にはマイナンバーカードを必要としていたが、スマートフォンでも可能となるように改正しようとするものと、住民票記載事項証明書をコンビニ等で取得できる証明書に追加するものである。
- ・議第41号は、草津市医療費特別助成条例の一部改正であり、本市の子育て施策を促進するため、令和5年10月から子どもへの医療費助成について、通院であれば小学校6年生まで、入院であれば中学校3年生までであったものを、市独自で高校3年生まで範囲を拡大しようとするものであり、施行は令和5年10月1日である。
- ・議第42号は、新規制定であり、草津市産業振興条例である。
- ・議第43号は、草津市都市公園条例および草津市立ロクハ公園駐車場条例の一部改正であり、ロクハ公園の屋内外プールが使用できない期間があるため、利用料金制から使用料金制にいったん切り替えるものである。
- ・議第44号は、一般議案であり、財産の取得につき議決を求めることについて、株式会社ニプロに整備いただいた公園と、同社の横にある野路川の下児童公園の交換に伴うものである。通常の交換の場合、条例に基づいて施行できるが、今回の案件は交換差額が条例で定められる6分の1を超えるため、議会の議決が必要となるものである。なお、交換の差額が発生するので、条例に基づき金銭で補足をしていた

くことになる。

- ・7ページは補正予算であり、一般会計と学校給食センターと水道事業会計であり、内容については9ページをご覧ください。子育て支援施策の強化であり、「6つの楽だ」「次代(みらい)のために負担を楽に、楽しく子育て」ということで、子ども未来部に別冊資料を作成いただいているが、本日は予算概要で説明させていただく。
- ・子育て支援施策の強化ということで、小中高生の医療費の助成について、子ども医療費助成事業として高校生等まで拡大する経費として、46,838千円を計上した。
- ・保育振興事業費として、保育所等に入所している第3子以降の保育料を無償化しようとするもので、歳出は民間のこども園等に対する運営費の増、歳入は公立保育所等の保育料の減であり、歳出歳入の影響額としては、4,400万円余となっている。
- ・紙おむつ無償化事業は、新規事業であり、保護者の負担軽減と保育士の業務の効率化を図るため、市内の公立・私立の保育所等における紙おむつの無償化を図るものである。
- ・すくすく応援事業も新規事業であり、紙おむつの購入費用等による家計への影響が大きい子育て世帯に対して、1歳未満児1人当たり3万円の商品券を給付するものである。
- ・保育士等奨学金返還支援事業は公立・私立とも、保育士等就職定着応援支援事業については私立のみであるが、待機児童対策として保育人材を確保するための所要額を計上するものである。
- ・計約1億8千万円の市単独経費を投入するもので、このタイミングで子育て支援施策の強化を図るのは、国において、子ども家庭庁が創設され、次元の異なる少子化対策、6月の骨太の方針でそのように示される予定のためである。また、県のほうでも子ども医療費の拡充の検討が進められており、本市においては草津市版ネウボラや教育・保育の充実、施設の充実に取り組んできたが、昨今の国県の状況や県内市町の動向、住民ニーズをとらまえて、「子どもを産み、育てるならば草津市」と思ってもらえるまちの実現を目指して、更なる子育て施策の強化が必要と判断して、6月補正に計上して、事業を実施しようとするものである。
- ・10ページ以降は、物価高騰対策として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施する事業である。一般会計において、一つ目は、後期高齢者と子育て世帯への支援として、一人当たり5千円の商品券を給付しようとするもの。その次は、公立保育所等における食材料費の増額と民間保育所等における食材料価格高騰分への補助を行うものであり、民間保育所等への補助については、県の補助金を取り込んで実施する予定である。
- ・肥料価格高騰対策支援補助金は、昨年度も実施したが、農業者の経営負担を軽減するために全体事業費の90%は県が負担し、残りの生産者負担分10%について、交付金を活用して補助しようとするものである。
- ・指定管理事業運営支援補助金については、昨年度において電気料金等の高騰の影響を受けた事業者への支援費を計上したものの。
- ・学校給食センター特別会計については、小中学校の食材料購入費として、食材の高騰にかかる保護者の負担を軽減するために、食材価格の高騰分にかかる費用を交付金を活用して実施しようとするものである。
- ・その他の項目として、人権擁護平和啓発推進費として、パートナーシップ宣誓制度の検討のため、人権擁護審議会の4回分の開催費用を追加するものと、新型コロナウイルスワクチン接種事業費として、今年度の秋冬接種を実施するための経費である。
- ・水道事業会計については、現業職員が退職される関係で、浄水場施設の運転管理業務の委託範囲をの拡大するため、現行の委託契約が令和6年度までであることから、債務負担行為を活用しながら、補

正予算を計上するものである。

- ・8ページ款別の総括表を添付している。歳出については、ほぼ説明させていただいたが、一部、民生費で生活保護システムの改修、諸支出金で住民税非課税世帯への10万円給付事業おける国補助金の返還に要する経費を計上しており、歳入については、それぞれ必要な財源を充当したものである。
- ・12ページは、基金残高と市債残高の表である。基金残高は、令和4年度見込について、予算で見込んでいた基金の取崩しを一部やめた関係で、臨時議会時と比較して9億6千万円程度を上積みしている。市債残高は、令和4年度見込で事業費の執行残や市債借入の減等により、約3億円が減少したところである。
- ・13ページは、先ほど説明した高齢者と子育て支援世帯への5千円給付に関する詳細な資料である。また、説明を省略したが、「6つの楽だ」についても、もう少し詳細な情報を記載させていただいているので、ご覧いただければと思う。
- ・指定管理支援補助金一覧をお配りしたが、昨年度に続き、今年度も会派勉強会において提供する予定なので、御承知おきいただきたい。

### 3. その他

---

#### 【危機管理監より】

- ・総合防災訓練を10月15日に常盤小学校で予定している。関係する職員におかれては、御協力をお願いしたい。
- ・昨年度に Logo チャットを使用した参集訓練を実施したが、今年度も同様に7月ごろに実施したいと考えている。
- ・今年度は自家用発電機作動時対応訓練を7・8月に予定している。庁舎管理の業者が替わったこともあり日程は決まっていないが、自家用発電機を動かした際にどのように照明が落ちるのか、非常用電源のコンセントを把握できていない状況にある。平日の昼間に自家用発電機を使う場合に、住民サービスに関連する市民課や税のシステムが落ちると問題があるので、併せて確認をしたいと考えている。
- ・日程については、総務課と調整し、別途通知させていただく。

#### 【環境経済部長より】

- ・今年度も事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所啓発を実施予定であり、よろしく願いしたい。変更が2点あり、1点目は、これまで商工観光労政課にて職員2名を指名し、企業を割り当てさせていただいていたが、職員から企業、職員2名の3者の日程調整が大変との意見があったので、部内・課内でのペアとさせていただく。
- ・2点目は、配布資料について、各企業と職員に印刷して配布していたが、企業にはホームページに掲載した資料を見てもらい、職員は班において資料の共有をしてもらうことで、ペーパーレス化に取り組む。
- ・部長会議終了後、通知をする予定であるので、協力をお願いしたい。

#### 【総合政策部長より】

- ・今年度は住宅土地統計調査を実施予定であり、調査員が不足しているので、職員向けに御協力をお願いしたい旨の通知を本日付けで出すので、よろしく願いしたい。
- ・本日付けで健康デーの徹底について、依頼をさせていただく予定である。これは、ワークライフバランスの推進や、長時間勤務の縮減を目的として、全庁的に毎週水曜日を健康デーとしているが、最近では実施

率が低下しており、産業医から健康状態を保つためには、最低限、週1回は定時退庁により心身のリフレッシュに努めることが非常に大切と指摘を受けており、健康デーの周知徹底について、よろしく願いしたい。

・ヘルメットの着用について調査をさせていただいているが、自転車通勤をされている方をリストアップしているので、結果を踏まえて、指導をよろしく願いしたい。なお、通勤方法が届出と異なる場合は、修正をしていただく必要がある。

このページのお問い合わせ

概要作成担当	草津市 総合政策部 企画調整課 企画調整係
電話	077-561-2320
ファックス	077-561-2489
メール	kikaku@city.kusatsu.lg.jp